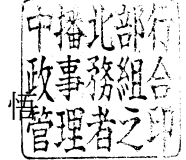


中北組第 54 号
令和 3 年 7 月 28 日

神崎郡ごみ処理施設整備基本計画検討委員会
委員長 様

中播北部行政事務組合
管理者 山名 宗



神崎郡ごみ処理施設整備基本計画の策定について（諮問）

神崎郡ごみ処理施設整備検討委員会設置要綱第 2 条の規定に基づき、下記の事項について諮問いたします。

記

- 1 施設整備基本計画の策定に関する事
- 2 その他施設整備に必要な事項に関する事

諮問理由

現在、市川町と神河町のごみを処理しております「中播北部クリーンセンター」は、地元区との約束により、最長令和 10 年 3 月末までの稼働となっております。また、福崎町と姫路市の一部区域のごみを処理しております「くれさかクリーンセンター」は、施設老朽化のため、令和 3 年度末で可燃ごみ焼却炉が稼働停止する予定です。

そのような中、将来に向け安全安心なごみ処理体制を維持していくために、神崎郡 3 町（神河町・市川町・福崎町）の枠組みで新たなごみ処理施設の整備計画を進めております。

新ごみ処理施設の整備にあたっては、最新のごみ処理の動向やコスト等を踏まえ、処理方式やエネルギーの利活用方法等について検討する必要があります。このため、新ごみ処理施設の基本的事項を定める神崎郡ごみ処理施設整備基本計画を策定することといたしました。

つきましては、本計画を策定するため、新ごみ処理施設の処理方式や施設規模、事業方式、その他施設整備に必要な事項について、貴委員会の提言をいただきたく諮問いたします。